

令和5年4月24日 佐藤

～ 物価高騰の影響が大きい子育て世帯への支援を迅速にサポート ～

## 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を4/27より支給開始

区は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給する「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」について、4月27日（木）から支給を開始します。

この「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」は、国の「物価高克服に向けた追加策等」の一環として、18歳以下の児童を養育する低所得の世帯に、児童1人につき一律5万円の特別給付金を支給するものです。

本区でも、低所得の子育て世帯への迅速な支援をいち早く実施するべく、給付の準備を進めてきました。このほど、児童扶養手当（ひとり親世帯）を受給する約1,400世帯2,000人については、申請は不要で、4月27日（木）に支給します。また、ひとり親世帯以外の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の受給世帯に対する支給については、申請は不要で、5月末日までに支給する予定です。

その他、公的年金を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていないひとり親世帯や直近で収入が減少し物価高騰により家計急変となった世帯など、申請が必要な方の受付は6月から順次開始する予定で、詳細は区ホームページなどでお知らせします。

区の担当者は、「支給対象が確定しているひとり親世帯への支給についてはゴールデンウィーク前の支給を目指して取り組んできました。ひとり親世帯以外への支給についても、なるべく早く支給できるよう、引き続き準備を進めていきます。」と話しました。

《問合せ》墨田区 子ども・子育て支援部 子育て支援課

03-5608-6160

お問い合わせは午後5時までをお願いします。（墨田区広報広聴担当

03-5608-6220）